別添資料

意見の概要

- 1.表層土壌ガス濃度と最高土壌溶出値の関係を見 下であればほとんど全て、最高土壌溶出値が環境基 準(指定基準)に適合している。また、ベンゼンで はこれまでの経験では、より低い表層土壌ガス濃度す。 で最高土壌ガス溶出値が環境基準(指定基準)を超 過している事例があるため、指定基準の指定の要件 のひとつである、表層土壌ガスの不検出の定義は、 このような実態を踏まえて設定すべきであり、土壌 ガス濃度の不検出の定義は、ベンゼン以外の物質は 0.1ppm、ベンゼンはこれより低い値に設定すべきで ある。
- 2. 土壌ガス調査法は公定法になると思うが、これ ればどう扱えばよいのか。

- 3.現地GC分析等では対象成分によって検出下限 値と定量下限値にかなりの幅があるが、何をもって│算」において定めることとします。 検出されない(不検出)とするのか。
- 4. 土壌ガス調査は汚染があるかどうかのあたりを 付けるための調査に対して公定分析並みの記載が見|指定要件への該当の有無を判断するための公定法と 受けられるが、簡便、迅速、低価格で調査したいとして定めることとしており、濃度値で評価するため いう法の趣旨に反するし、公定法に近い品質管理を┃の品質管理が必要であると考えます。また、ボーリ 実施しないとならないことになり、コストアップにング調査の代わりに行うものであり、調査費用の負 つながる。
- 5.調査の対象外とするグラウンドや事務所等周辺 点では点数が多すぎ、費用がかさむので、高感度法 によりメッシュをもう少し広げ点数を減らし実施す ることが望ましい。
- 6.環境省調査対策指針・運用基準に記載以外の事 項が多くなった。多様化するのは良いが煩雑さを感 | 染調査で一般的に行われている調査方法、JISやISO じる。また、技術的検証を行ったものを記載したのの規格等を参考に検討したものです。
- 7. 検知管による簡易分析法を加えるべきである。

意見に対する考え方

土壌ガス濃度の不検出の定義(定量下限)は、ベ ると、ベンゼン以外の物質ではガス濃度が0.1ppm以|ンゼン以外を0.1volppmとし、ベンゼンについて は、現在一般的に使用されている各分析器における |検出感度を考慮し、0.05volppmとすることとしま

土壌ガス調査法は揮発性有機化合物に係る調査方 以外の方法はだめなのか。さらによりよい方法があ 法の 1 つとして、公定法として定めることとしてお り、土壌汚染対策法に基づく調査としては公定法以 外は認められません(相対的高濃度地点の絞り込み については本土壌ガス調査法以外の方法も利用でき ると考えております)。

> なお、今後更に良い方法が出てくれば、本調査法 への追加を検討することとします。

> 本調査法の「 . 分析方法」の「10. 定量及び計

土壌ガス調査は、汚染の有無について指定区域の 担はより小さくなると考えます。

汚染の可能性が高い部分については100㎡に1地 部から汚染を多数検出しており、本案の100m2に1点の調査が必要と考えますが、履歴情報等から汚染 が存在する可能性が低い部分については900㎡に1 |地点の調査を行うこととし、汚染が存在する可能性 がないと考えられる部分については試料採取を行わ なくてよいこととしており、あくまで汚染可能性に 応じて判断するものと考えます。

過去の事例等におけるデータ、これまでの土壌汚

分析方法は、調査対象物質の同定および定量が可 能な方法としています。検知管は、干渉成分の関係

で物質の同定が不可能であり、定量においても目視 における個人差が避けられないため、除外していま 8.土壌ガス濃度が相対的に高い地点を絞り込む調 相対的高濃度地点の絞り込みについては検知管等 査において、10ppm以上の高濃度の地点については|本土壌ガス調査法以外の方法も利用できると考えて 検知管やポータブルセンサー等の簡易測定器をガス います。 クロマトグラフ等とともに併用できるようにすべき 9. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の3.1. 御指摘を踏まえて、採取孔の直径は15-30mmとし 1試料採取孔で、採取孔の直径が20-30mmとなっています。 また、ハンマードリルについては、「鉄棒等の打 るが、現在土壌ガス調査に広く用いられる「ボーリ ングバー」等の径は15mmであるため、20-30mmに合|ち込み等による穿孔」に含まれます。 理的な理由がないなら15-30mmとした方が良い。ま た、対象地の表層土が締まったレキ混じり土壌など の場合はボーリングバーでは穿孔できず、径20mm 弱、長さ1000mm程度のハンマードリルで削孔しなけ ればならない場合が多々あるため「鉄棒等の打ち込 みにより穿孔・・・」とあるがハンマードリル等に よる穿孔も認めるべきである。 10. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の3.1.2 保護管の根入れ深さは記載しております。密閉方 保護管で、記述内容が不完全で明瞭でなく、採取孔|法については、土壌ガスが通過しない方法であれば と保護管、および舗装と保護管の間を密閉すること 足りるものと考えます。 になっているが、具体的な方法やシール材、保護管 の根入れ深さが明示されていない。標準的な保護管 の形状、材質、使用方法等の図示が必要と考える。 11. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の4.1 捕集部の位置によって装置の接続順序が変わるた |装置の構成の捕集部が地上にある場合、地下にある|めに整理したものであり、いずれも保護管下部の開 場合はおかしい。地下部分でも地上部分でも地下部 | 放部から集まってくる土壌ガスを捕集するもので 分から試料を採取する。地下部分で採取する方法はす。 濃縮管でガスを捕集し濃縮する為のものであり修正 をお願いする。 12.土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の4.2材 使用例として一般的に用いられているテフロン管 質で、4.3d)にあるように保護管を延長する場合を |を示したものであり、ステンレス管やアルミ管の使 考えて、ステンレス管及びアルミ管を加えるべきで「用は可能と考えています。 ある。 13.土壌ガス調査法(案) .試料採取方法の4.5.2 汎用性と精度の観点から、「内容積約1~3Lの の捕集バックの内容量は約1L以下とするべきであしるの」と修正します。 御指摘を踏まえ、「内容積約1~3Lのもの」と 14. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の4.5.2 捕集バッグで、バッグ容量の指定はXX以上YY未満でします。 示すべきである。現状の記述では50mLのテドラーバ ッグも認められることになるが、吸着の影響は小容 量のバッグに顕著に表れるため採気量は多い方が望 ましい。テドラーバッグの場合、汎用品は1~5L

であるから1~3Lの範囲でよいのではないか。

減圧濃縮管で、有害大気汚染物質測定マニュアルの¹テトラクロロエチレン分析方法) で試料ガス採取器 内容と同様にし、具体的な自家製の捕集管の作成方 具として定義されている濃縮管の条件に準拠したも 法の記載は必要なく、その性能のみを記載し、保証 のであり、JIS K 0305 (排ガス中のトリクロロエチ された市販品を使用することも可能な注釈も記載す るべきである。

16. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の4.5.3 SUS管も認めるべきである。

17. 土壌ガス調査法(案). 試料採取方法の4.5. 3捕集濃縮管の記載注3)4)に多孔性高分子型(ポー ているが、メーカーの作意が見られ、また、見方に ます。 よってはこの方法が国の推奨する方式に見られるた め捕集材には(活性炭、合成ゼオライト、多孔性高 分子)と記載だけで条件設定は一般条件を記載する だけでよい。

18.土壌ガス調査法(案) .試料採取方法の4.6.1 器具(注射筒等)の使用可能でその能力の保証は必せん。 要ないと考えられるので、「捕集バックを用いて試 料ガスを採取する場合は、特に所定流量を保証する 能力は必要ない」という注釈を加えるべきである。

19. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5. 試料 なければ土壌ガスの採取は可能だし、建築物がある に水たまりがある状態の場合には現地の状況を考慮 して実施することとする。」と修文すべきである。

20. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.1減 圧捕集瓶による試料採取で、土壌ガス吸引速度の指しないこととしています。 定をすべきである。

21. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.1減 圧捕集瓶を用いた食塩置換法による試料採取で、土 で、原案どおりとすることが適当であると考えま 件)

22. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.1.2 (注)6漏れ試験で、絶対圧力1.33kpaに減圧した真空 約0.67kPa以内であれば」と記述することとしま ビンが、1時間後に0.67kPa(初期値よりも更に低い す。 圧力)になる様に読める。

23. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.1.4 採取管・導管の取り付けのb)で、「~採取管容量程 案どおりとすることが適当と考えます。

15. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の4.5.3 JIS K 0305 (排ガス中のトリクロロエチレン及び |レン及びテトラクロロエチレン分析方法)で用いら れている市販品は使用可能であると考えています。

JIS K 0305 (排ガス中のトリクロロエチレン及び 濃縮捕集管で、捕集管の材質をガラスとしているが トラクロロエチレン分析方法)の濃縮管の定義に 準拠したものであり、原案どおりとすることが適当 であると考えます。

JIS K 0305 (排ガス中のトリクロロエチレン及び テトラクロロエチレン分析方法)で試料ガス採取器 ラスポリマー) やその充填量処理条件まで記載され 具として定義されている濃縮管の条件に準拠してい

5.3.4で採取管容量の約3倍の試料ガスの吸引を 吸引ポンプで、捕集バックへの採取は気密容器内を | 義務付けており、一般的に吸引ポンプが使用されて わずかに減圧するだけで十分であり、簡易的な吸引|いるため、特に簡易な吸引器具の使用は考えていま

雨天時および地上に水たまりがある状態では地下 採取で、雨天時でも削孔した採取口に雨水の流入が|水面が上昇したり、浅層部に宙水が生じたりし、深 度1m付近の土壌が飽和してしまう可能性がありま 地点では何の支障もないので、「雨天時および地上」す。このような地下水の状況は建築物のある地点に |も及んでいる可能性があり、土壌ガス試料の採取が 不可能な場合も想定されるため、建築物のある地点 について扱いを別にしないこととしています。

土壌ガス吸引速度の制御は困難であるため、指定

方法として問題はないとものと考えていますの

御指摘を踏まえ、「1時間後放置後の圧力変化が

安全側に考えて、3倍程度としたものであり、原

度の試料ガスを吸引する。」に変更すべきである。 24.土壌ガス調査法(案) .試料採取方法の5.3.2 事前に確認した新品の市販品の場合、このままの 採取バックの準備の注(11)で、「事前に確認した市」表現でも御指摘の解釈は可能です。 販品を使用し、使い捨てる場合は必ずしも毎回行う 必要はない」という注釈も加えるべきである。 他の方法を除外するものではないため、「...方法 25. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.3.2 採取バックの準備の注(12)は、種々の方法があり、 等がある。」に記述を変更することとします。 水封法が最良というわけではないので、削除すべき である。 26. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.4.2 事前に確認した新品の市販品の場合、原案の表現 捕集濃縮管の準備で、「密封された状態の保証され」でも御指摘の解釈は可能であると考えます。 た市販品を使用する場合は準備を必要としない。」 という注釈を加えるべきである。 27. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の5.4.5 御指摘の内容を5.4.5のa)の注釈として追加する 試料ガスの採取で、「土壌粒子等が捕集濃縮管に混っこととします。 入しないように注意する。」という注釈を加えるべ きである。 28. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の6.1 実態として現地以外の分析室で分析する場合もあ 資料の運搬と保管及び6.2運搬・保管による濃度変|り、その場合の注意点を記載しているところです。 化の試験で、土壌ガス調査は現場分析を基本とすべ きであると記載すべき。 前段については、ISO/CD 10381-7 (Soil Quality 29. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の6.1試 料の運搬と保管で、捕集バッグに採取した試料は12| - Part7: Sampling of soil gas)における「室内 時間以内に分析すべきである。 分析のための試料の貯蔵と輸送」の内容(採取後24 |時間以内に分析室に到着し、続く24時間以内に分析 また、ガス試料の保存は大気測定において実績の あるキャニスター、あるいは捕集管による方法に限 する)に基づき、現地分析はそれより短くなるよう 定すべきである。 に定めたものです。 後段については、JIS K 0305 (排ガス中のトリク ロロエチレン及びテトラクロロエチレン分析方法) で、備考としてこれらの物質の吸着及び透過並びに 変質が生じない材質の捕集バッグの使用を認めてい るため、これに準拠したものです。 30. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の6.1b) 室内分析の場合、採取した試料を1日分まとめて c)、6.2、及び . 分析方法の3.2で、「現地で分析 持ち帰ることを考慮したものであり、現地分析はそ する場合」と「現地以外の分析室に持ち帰り分析す|れを考慮する必要はないため、原案どおりとするこ る場合」の場合分けはナンセンスであり、可能な限したが適当と考えます。 リ24時間以内での分析実施を推奨し、分析場所を限 定せずに最大でも48時間以内での分析実施を限度と する内容に変更すべきである。

31. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の6.2 御指摘のケースを想定し、捕集濃縮管による方法 運搬する場合で、少量の検体数の場合、現場分析の 場合はコストが割高になり、その場合は固相吸着し

た土壌ガスを持ち帰り分析する方がガス体で運搬する場合より信頼性が上がるので、固相吸着管による場合を加筆し、持ち返り分析する場合はその旨を記

載すべきである。

32. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の6.2運 搬・保管による濃度変化の試験で、濃度変化の補正しあると考えられるため、濃度変化の補正で対応する は行うべきでなく、濃度低下が20%以上ならば再調しこととしたところです。 査とすべきである。

33. 土壌ガス調査法(案) . 試料採取方法の8.報告 事項に採取日当日の気温及び前日の天候も必要であ│あり、また、前日の天候については、前日に現地に る。

34.土壌ガス調査法(案) .分析方法の3.2試料の 取り扱いで、6.1 試料の運搬と保管との整合性が取一述内容を3.2に準拠するよう修正します。 れない。

また、記述を固体捕集法に限定すべきであり、テ ドラーバッグによる試料保存を認めるべきでない。

35. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の5.分析方 法で、分析方法としてGC-MSと質量分析計が併記さ1記しましたが、質量分析計のみでは異性体の同定が れるのはおかしいので、質量分析計は削除すべきで ある。また、検出器としてGC-PID、GC-FID等という 討の上、GCなしの質量分析計を除外することといた 表記は不適切であり、分離器としてガスクロマトグ|します。また、「検出器」に関する表現を修正しま ラフ、検出器として各種検出器を列記すべきであ¹す。

36.土壌ガス調査法(案) .分析方法の5.分析方法 で、GC/PIDの感度は芳香族、不飽和炭化水素に選択 質」としてまとめ直します。 的ではなく飽和炭化水素にも感度があり、記述に誤 りがある。

37. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の5.分析方法 の表 1 で、GC-ELCDの特徴欄の「安定性がある。」 の部分は削除するべきである。

38.土壌ガス調査法(案) .分析方法の5.分析方法 で、記述中で使われている「定量下限値」と「検出 下限値」の2つの用語の定義がはっきりとしていな |義です。定量下限値については、定量値に対して繰 い。ダイオキシン分析のように定量下限値は10 値、検出下限値は3 値となるのか。

39. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の5.分析方法 検出下限値を担保できる方法を用いる」とあるが、 中感度法(GC-PID)等では、成分毎に検出感度が異 なり、この記述では、現実に中感度法(GC-PID)に|全物質について検出下限値を担保する必要はなく、 よる調査は不可能となり、また、調査機関毎に検出 | 調査対象となる土地の調査対象物質について検出下

操業中の工場等、再調査が困難である場合も多く

当日の気温とはどの時刻の気温を指すのか曖昧で 作業者がいるとは限らないため、報告を求めないこ ととします。

前段については、御指摘を踏まえまして6.1の記

後段については、JIS K 0305 (排ガス中のトリク ロロエチレン及びテトラクロロエチレン分析方法) で、備考としてこれらの物質の吸着及び透過並びに 変質が生じない材質の捕集バッグの使用を認めてい るため、これに準拠したものです。

GC-MS以外にポータブル質量分析計があるため併 |不可能であり測定可能物質が制限されますので、検

御指摘も踏まえ、表1を「各分析器の測定可能物

表1は「各分析器の測定可能物質」とすることと します。

検出下限値は分析方法の性能として担保させるも のであり、定量下限値は調査法としての不検出の定 り返し精度として所定の変動係数であることが確認 されている方法であれば良いと考えます。検出下限 値について、定量下限値を担保することという表現 でも意味を表すことが可能であるため、そのように 表現を修正します。

定量下限をベンゼン以外0.1volppm、ベンゼン0.0 で「物質濃度の定量が可能でかつ0.05volppm以下の 5volppmと変更するのに伴い、分析方法が担保する 検出下限値も同じ値に変更することとしています。

分析方法については、特定有害物質に指定される 下限値が異なることとなるので、各成分毎に検出下限値が担保されている方法であれば良いと考えま 限値を設定すべきである。

40.土壌ガス調査法(案) .分析方法の6.試薬で、 標準液原液、混合標準液原液として各 1 mg/mLに限りとすることが適切と考えます。 定する必要はない。

41. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の6. 試薬で、 混合標準液の作成方法を限定する必要はない。

42. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の7.1器具の a)の注(4)で、「内容積はメーカーの保証値があれ|K 0050の9.3.2に準じて測定した値で保証していれ ばそれを利用する。」という注釈を加えるべきであしば問題はないと考えます。 る。b)の注(5)、(6)、(7)で、分析操作において も、土壌ガス試料を採取に用いた捕集濃縮管と同じす。 ものを必ず使用すべきであり、「 . 試料採取方 法」に既に記載があるので、あえて記載する必要が なく、よって削除すべきである。

43.土壌ガス調査法(案) .分析方法の7.器具及び 定値の繰返し精度は定量下限付近の試料と定量下限 | 使用する。」と修正することとします。 値の10倍程度の試料では異なるのが通常と思うが、 定量下限値付近においてCV=10~20%を保証するとい う理解でよいのか。

44. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の7.2.1ガス クロマトグラフで、「2種類以上の検出器を組み合 わせた装置もある。」という注釈を加えるべきであ る。

45.土壌ガス調査法(案) . 分析方法の8.1直接捕集 分析可能である。また、最小導入量が0.2mlでは高えます。 感度検出器と高濃度の土壌ガス試料の組み合わせの 場合、検量線範囲に収まらない場合が多く起こり、 ガスの希釈操作が必要となる。また、その希釈方法 に関しての記述がない。また、経験上0.1mlのガス タイトシリンジを使用して0.01mlの導入を行った場 合でも、大きな誤差は認められないと感じている が、0.2mlを最小導入量とする根拠は何か。

46.土壌ガス調査法(案) .分析方法の8.2固体捕 2行については削除するべきである。ここは採取試 述を変更することとします。 料の分析の手順の欄であり、検量線の作成ではな い。また、「試料導入量は100~500mLとし」につい て、試料採取方法との整合を図るべきである。

47. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の9.1直接捕 集法の場合で、「先に作成した標準液の適量をマイ」を修正することとします。 クロシリンジではかり取り、上記1Lの検量線用ガ ス瓶に注入する。」に変更すべきである。

市販の標準液として一般的であるため、原案どお

精度を補完するため方法を規定したものであり、 原案どおりとすることが適当と考えます。

内容積に関する指摘に対しては、メーカーがJIS

御指摘を踏まえ、捕集濃縮管の注釈は削除しま

御指摘の解釈のとおりであり、表現を「定量下限 |装置||注(9)で、繰返し精度の定義が不明である。測|値付近の変動係数が10~20%であることを確認して

御指摘を踏まえ、注釈を追加することとします。

各測定対象物質の分離能を考慮した場合、使用す 法で、試料導入量の範囲が小さすぎる。パックドカ|るカラムはメガボアカラムやキャピラリーカラムが ラムを使用した場合には試料導入量は5ml以上でも | 必要であり、注入量は記載した量が適当であると考

> ガスの希釈操作については、注釈を追加すること とします。

御指摘を踏まえ、最初の2行を削除することとし 集法で、最初の「固定捕集法で~に注入する。」の|ます。試料導入量については、御指摘を踏まえ、記

御指摘の部分に表現の誤りがありましたので記述

48. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の9.1直接捕 JIS K 0305 (排ガス中のトリクロロエチレン及び 集法の場合(検量線用ガス瓶による調製)で、減圧下 テトラクロロエチレン分析方法)に準拠していま の真空瓶による標準ガス調製は誤差が大きく不適当 す。検定済みのガス一次/二次標準については、汎 な方法であり、有害大気汚染物質測定方法マニュア 用性を考慮して「6.試薬」に注釈に追加することと ルに記載されている様な、大気圧下で標準原液を注します。 入する方法にすべきである。また、トレーサビリテ ィー確保の点では検定済みのガス一次/二次標準を 使用するほうが望ましく、そちらを優先的に標準に 採用すべきではないか。

49. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の9.2固定捕 集法の場合で、土壌ガス調査のみで指定区域とするることとします。 基準は0.05ppmと考えられ、それと比較してこの内 容は試料採取量を100mLとすると0.0005~0.05ppm範 囲の測定であり、明らかに高感度法の内容である。 指定区域の指定に係る基準が検出されないこととす ると、他の直接捕集法との検出下限値の設定にズレ が生じ、指定区域の判断に問題が生じると考えられ るので、土壌ガス調査法の内容は基本的に中感度法 に統一し、参考法等で高感度法を紹介すべきであ

御指摘を踏まえ、そのような主旨で記述を修正す

50. 土壌ガス調査法(案) . 分析方法の11.報告 事項で、a)からd) を分析会社に求めるのはなぜ | d) は調査報告として追加される報告事項です。な か。これらを分析会社に求めるのであれば、土壌調 お、a)~d)については、「 . 試料採取方法」の報 査会社との責任範囲を明確にすべきである。a)から ҍ事項を用いることとします。 d)は「 試料採取方法 8.報告事項」とダブリが多 い。 e)からh)は分析機関が責任を持って報告でき るがそれ以外の項目は土壌調査会社が報告すべき事 項である。また、a)試料採取日時は「分析実施日 時」のまちがいではないか。a)試料採取日時を分析 機関には証明する手段はない。分析実施日時であれ ば報告できる。(3件)

e)~h)は分析機関としての証明事項であり、a)~